悪質運転 厳罰化試案

遺族らの願い 半歩前進

悪質運転に対する刑罰の新設などを検討している法制審議会刑事法部会の試案は、法改正を訴えてきた全国の交通事故遺族や被害者の声に配慮した内容となったが、遺族らの要望通りとはならなかった面もある。一方で加害者の病気が原因となった事故に刑罰を設けることや、交通犯罪全体に対する厳罰化傾向に反対する声もあり、今後の議論が注目される。【伊藤一郎】

無免許 ひき逃げ てんかん発作

「危険運転」適用に壁

試案は、法相による法制審議会への諮問のきっかけとなった被害者や遺族らの要望に極力応えようとした内容となっている。

遺族らは▽無免許▽ひき逃げ▽てんかんの発作による暴走▽一方通行の逆走など通行禁止道路の走行――といった悪質事案に危険運転致死傷罪が適用されない現行制度を「理不尽だ」と訴えてきた。

ただし試案では、このうち「通行禁止道路の走行」だけが同罪の適用対象として追加されるにとどまった。なぜ、他の三つのケースは適用対象とならなかったのか。

法務省刑事局の説明では、てんかんについては「意識障害を起こしうる状態での運転が危険であることは確かだが、急な割り込みや意図的な信号無視といった現行の危険運転致死傷罪の適用類型と同レベルの危険性があるとまでは言えない」としている。このため、法定刑を若干下げた刑罰の新設が提案されることとなった。

一方、ひき逃げは事故後の行動であるため、そもそも「危険運転」の類型とすることができなかった。

無免許も「国の資格がないこと自体が直接、危険な運転につながるわけではなく、危険運転致死傷罪の適用類型に加えるには難しい面があった」という。

三つのケースは遺族の声に配慮し、異なる形での重罰化案が示されることとなった。

「逃げ得」解消 現行より3年重く

今回の議論では、飲酒運転で死傷事故を起こしながらひき逃げをした場合に生じる「逃げ得」をどう解消するかも大きなテーマの一つだった。

現行制度では飲酒運転で死傷事故を起こしたと認定されれば、上限で懲役20年の危険運転致死傷罪が適用される。

しかし、加害者が事故後に逃走したり、わざとさらに飲酒したりすれば、事故時のアルコール数値を正確に測れなくなり、道交法違反（救護義務違反＝ひき逃げ）と自動車運転過失致死傷罪の併合罪しか適用できず、上限でも15年にとどまるケースが生じる。

このため、ひき逃げ事件の遺族らは「事故後に逃げた方が刑罰が軽くなる『逃げ得』を許すべきではない」と強く訴えていた。

試案では、逃げ得を解消するための新しい罪（上限は懲役12年）の創設案を提示。救護義務違反との併合罪の上限は懲役18年となり、現行制度下の上限より3年重くなる。

それでも逃げ得を完全に解消できるわけではない。その理由を刑事局は「関連する罪の法定刑とのバランスを考えると、それ以上重くできなかった」と説明。その上で「飲酒ひき逃げの罰則強化で、現状より一定程度の『逃げ得』を解消できると考えている」と強調した。

「病気への偏見助長」 根強い慎重論も

部会の議論では厳罰化への懸念も示された。ある委員は「遺族の声はよく分かるが、刑法理論とか刑法体系の中にどこまで取り込むことが可能なのか、慎重な議論をする必要がある」と指摘した。

試案について、交通問題に詳しい高山俊吉弁護士（東京弁護士会）は「逆走事故は高齢の認知症患者が起こすことが多く、意図的な危険運転を罰する危険運転致死傷罪に加えるのは違和感がある。てんかん患者の処罰化も、発作の可能性がなければ車社会に受け入れるという時代の流れに逆行している」と話す。

さらに「『逃げ得』を巡る罪の新設は、ひき逃げ（救護義務違反）を罰する道交法違反と二重処罰とならないか。無免許は行政上の資格の有無の問題で危険運転と結びつけること自体に無理がある。全体として厳罰化ありきの印象。法理論的な合理性も乏しい」と指摘した。

「日本てんかん協会」は「病気に対する差別・偏見の助長」を懸念し、今後の議論で①罰則新設時は「発作を伴う病気」を要件として限定しない②悪質運転の要件を「心身の状態により正常な運転が困難になる可能性が高いことを認識しながら運転をした」全ての者とし、適用の可否を個々に判断する――よう求める要望書を部会に提出した。

悪質運転に対する罰則強化の試案

懲役の上限	★　試案で示した新設規定
20年	①危険運転致死傷罪
	★　適用類型に「通行禁止道路の走行」を加える
15年	★②危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪の中間罪を創設 （「特定の病気」や危険の程度が比較的低いアルコールや薬物の影響による死傷事故が対象）
12年	★③飲酒後のひき逃げなど「逃げ得」を許さないための罪を創設
（18年）	道交法違反（救護義務違反）との併合罪
7年	④自動車運転過失致死傷罪

※★無免許運転は、①～④いずれの場合でも道交法違反との併合罪より加重する罪を設ける

併合罪　刑法は、判決が確定していない複数の罪を併合すると定め、有期の懲役か禁錮とする時は、複数の罪のうち最も重い罪の刑期に2分の1を加えた（1・5倍した）刑期を上限とする。ただし各刑の合計を超えることはできないとしている。このため例えば、上限が懲役10年と同7年の二つの罪を併合した場合、重い方の1・5倍、上限で懲役15年を言い渡すことができる。

試案で示された罰則対象病名

統合失調症▽てんかん▽再発性の失神▽無自覚性の低血糖症▽そううつ病▽重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

※これら病気の影響で正常な運転が困難な状態に陥った場合に適用

NEWS NAVIGATOR

危険運転致死傷罪って？

悪質事故に上限懲役20年

「酒で正常運転不能」など4類型

なるほドリ　交通事故の被害者や遺族の訴えで悪質運転の罰則が見直されるそうだね。そこで出てくる危険運転致死傷罪ってどんな罪なの？

記者　車やオートバイの運転手が非常に危険な運転をして事故を起こし、被害者を死亡させた場合は20～1年、けがをさせた場合は15年以下の懲役を科される罪です。刑法208条の2で、どういうケースに適用するかが定められています。アルコールか薬物の影響で正常な運転ができないほどの高速度だった▽車の進行を制御する技能がなかった▽危険な速度で走行し、わざと別の車の直前に進入したり、人や車に著しく接近したりした▽危険な速度で赤色信号を意図的に無視した――というケースに限られています。

Q　どういう経緯で設けられたの？

A　01年に同罪が創設されるまでは、人を死傷させた交通犯罪には業務上過失致死傷罪（上限は懲役5年）が適用されていました。99年、高速道路で飲酒運転のトラックに追突された乗用車内の幼い姉妹が死亡する悲惨な事故が発生し、こうした重大事故を受け、悪質なケースはより重い罰則を加えることが検討され、危険運転致死傷罪（当初の上限は懲役15年、04年改正）ができたのです。ただし、従来に比べて極めて重い罰を与えるため適用範囲は限定されることになりました。

Q　自動車運転過失致死傷罪という罪もあると聞いたけど。

A　その通りです。自動車運転過失致死傷罪は、危険運転致死傷罪ができた6年後に設けられました。当時、上限が懲役5年の業務上過失致死傷罪と、20年の危険運転致死傷罪に開きがあり過ぎるという意見があり、業務上過失致死傷罪から車やオートバイの事故だけを切り離し、上限を7年とした自動車運転過失致死傷罪が新たに創設されたのです。

飲酒ひき逃げ事件の厳罰化を法相に要望後、会見する交通死傷事故の遺族ら＝東京都内で2010年6月22日

Q　だんだん厳しくなっているような気もするね。

A　交通事故遺族や被害者の悲痛な訴えと、悪質な事故に厳しく対処すべきだとする国民感情が反映されてきた結果だと言えるでしょう。ただ、「厳罰化だけで悲惨な交通事故はなくせない」という意見もあります。刑罰の強化だけではなく、事故を回避する自動車の開発や、運転免許取得や更新条件の厳格化など、交通事故をなくすために実効性のある方策が求められています。

回答・伊藤一郎（社会部）

2013・1・17

掲載ご希望テーマを募集。〒100―8051毎日新聞「なるほドリ」係